

第四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十二号

昭和三十一年五月十四日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事小澤 太郎君 理事大上 司君

理事額田 彌三君 理事高田 富興君

理事太田 一夫君

宇野 宗佑君 大沢 雄一君

大竹 作摩君 久保田円次君

田川 誠一君 前田 義雄君

山崎 巖君 山口 鶴男君

門司 亮君

出席政府委員

文部政務次官 田中 啓一君

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

自治政務次官 藤田 義光君

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長)

委員外の出席者

専門 員 越村安太郎君

本日の会議に付した案件

地方財政法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五五号)

○永田委員長 これより会議を開きます。

地方財政法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。門司亮君。

○門司委員 まず総括的に伺います。大臣がおいでなら大臣に聞きたいが、

次官にお聞きしておきたいと思ひます。こういう法律を出された経緯を、ひとつ言ってもらいたいと思ひます。

私がこういう質問をしますのは、こういう個々の問題をとらえて法律に書くということになると、際限のない問題がでかばしないかということが考えられるわけですが、現在、何も学校だけの問題ではなくて、警察の問題などについても、国が負担すべきものを県がやったり、県のものを市町村がやりして、いろいろの市町村がやりして、だかから私は、こういう法律の取り扱ひ自身に、多少実は疑問を持っております。どういう考え方でこういうものを出されたのか、現行の法律を厳重に守って、いけば、それで事は足りると思つてゐるのだから、その辺のいきさつを、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○藤田政府委員 御指摘のような意見もあろうかとわれわれ考へておりますが、高校急増対策が、建築費その他からいまして相当膨大にのぼりますし、また非常に差し迫つた問題でもあるし、ほかに類似の問題がたくさんあることはよく承知いたしておりますが、これを契機に順次ひとつ全面的に検討したい、とりあえずこの問題から手をつけていきたいということで、立法化したわけでありまして。

○門司委員 私は、いまのような機械的というか、ごくおさなりの答弁でこの問題を見のがすというか、考へるわけにはいかないと思ひます。さらに私

が聞かなければならないもう一つの問題は、こういう法律をこしらへていきますと、他のものはいかというようないか、裏づけをするような形になりはしないかと私は思ひます。それは、地方財政法なら地方財政法にはつきり、お

のお負担区分がきまつてゐるのであるから、もし強化するならば、そういう条文の弱いところを強めるということが必要だと思ひつゝ、そうであるが、個々に問題を取り上げていくと、裏から考へると、それなら警察の問題はよろしいのだ、法律に書いてはゐないじゃないかと、私は悪い印象を与えるのじゃないかという心配がやはり出てくる。いまのように、順次法律に書くというふうなことになる、一切がございみな法律を変へなければならぬ、どぶの掃除まで法律を変へなければならぬ、そういう政府の考へ方は、あまりよくない考へ方じゃないかと思ひますが、もう少し突っ込んだ、どうしてこういうものが出されなければならぬ背景があるかということ、これをもう少し詳しく話をしてもらいたいと思ひます。

○奥野政府委員 お話のように、財政の運営を一々法律でしばつていくというところは、穏当ではないと思ひます。しかしながら他面、早急に財政の運営の姿勢を直していこうと思ひますと、顕著なものにつきましましては、あえて立法措置をとる必要が起こつてくる、こう考へておるわけでありまして。

○門司委員 私がもう一つこの法律で解せないのは、いまお話のありましたような政府の考へ方はかりにあるとしても、この高等学校自体の問題は永久にはないのであります。いまは足りな

そういう意味で、府県が市町村に負担を転嫁していく中で一番大きなものは、高等学校の関係の経費であります。そこで、高等学校の経費につきましてもこういうふうに引き出して禁止規定を置いたわけでございます。な

お、門司さんのような御懸念もございまずので、先般の改正におきまして特にして、地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められてゐる事務について、他の地方公共団体に對し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない。という規定を設けたわけでございまして。この負担区分につきましては、それぞれ法律に明確に定めるように、政府といたしましては全体的に努力を續けてまいつておるわけでございまして。

○門司委員 私がもう一つこの法律で解せないのは、いまお話のありましたような政府の考へ方はかりにあるとしても、この高等学校自体の問題は永久にはないのであります。いまは足りな

いですが、これで五、六年か十年たつと余ります。人間の数もだんだん減つてくると思ひます。そういう時限的な要素を多分に含んでゐる。警察なんといふのは、これは永久のものであつて時限的なものでないと思ひます。ことに時限的なものについて特に法律をこしらへるなら、この財政法の改正でなくして特別法をこしらへたほうがまだ

いいと思ひます。そのほうがものがすっきりすると思ひます。こういう形で法律が直されたのでは、次々どこまで直していかなければならぬかわからないようなものが冒頭に申しましたように出てくる。だから、いま申し上げたように、三つの形からいって最後に申し上げましたようなことで、事業の性質あるいはその事柄によつて法律を改正する必要があるなら改正すべきであり、また単独法が必要なら単独法を制定すべきであるというように考へま

す。ただ、この中の炭鉱離職者の問題等については、そう簡単にいかないかもしれない。これはいつごろになつたらこういう状態がなくなるかということについては見通しがかなり困難であらうと思ひます。駐留軍離職者についても、最初は五年でこしらへたものを、この間衆議院を通してさらに五年を延長するということになつておる。だから、私はどう考へても、ここでこういう問題を出さなければならぬというものが考へられない、というより、むしろ法律にこういう問題を書かれた真意がいまのようなおさなりの答弁だけじゃわからないから、何かもう少し深い話があるはないかということ。それで、きょういいただいたいのことを、一枚だけ見ても、今までのことがかなりずつと書いてあります。だから、これは問題として取り上げようとするなら、さつき言ひましたようなことで、そう長い間の問題でもないのだから、特別に財政法に織り込むだけのもの

のはなかったのじゃないかという気がするのです。

それで、こゝでもう一つ聞いておきたいと思いますが、元来こういうものについて、各市町村でどのくらいの財源を大体県に負担しておったかという事。

それからもう一つ文部省の諸君がおいでになるならば聞きたいと思うのですが、地元の要求と、県の考え方とが食い違ったような場合がかなりありはしないかと思う。従来のいき方からいけば、とにかく地元で要望があるならば、敷地を見つけてこい、そうすれば県の方は建てる。それから実際の県会の状態を見てまいりますと、総括的に五校なら五校、あるいは十校なら十校不足だから、それだけは建てる予算はとる。しかしそれをどの地域に建てるかという事は後日の問題に残されておる。こういう法律をこしらえようとするれば、その点は一体どう考えておるかということ。どの県でも見てもらいなさい、当初予算には、ただ四校あるいは五校必要だから、それについて幾らの費用が要するという事だけはわかる。しかし、それから先の問題は地元との関係が出てきて、設置場所が明らかになっておらない。これは地方の自治体の紛争を巻き起こす一つの原因にもなっている。こういうことを考えると、むしろこういう問題を法律で定める以上は、県会で議決の場合に、はっきりした県会の態度をとらないと、より以上紛糾を求めることになりはしないか、地元の要望に沿わない形が出てきはしないかという様なことが現実問題として考えられる。そういう点について当局はどうお考えになっ

ておるか。そういう心配は要らないんだということになると、地元の意向が入れられないで、県が独自の立場でやってなところ建てるということになりはしないかという気が、現実の姿を見ていたします。どこの県を見てもそうなるおとさう。当初予算で、五校を建てるなら五校の予算はとるが、それをどこどこに建てるか明示してないと思う。その後の問題にゆだねられておる。あるいはそれ以前にそういう契約が行なわれ、こゝへ高等学校を建ててくれるならば敷地は寄付しましうという様なことで県の予算の上にあられておる。そのどっちかだと思ふ。その辺自治体相互の間の協調といひますか、実際に沿うようにしていこうとするれば、この一片の法律だけではあまり芳しくないものが出てきはしないかというように考えるのですが、その点はどうか。話し合つて寄付をするという様なことは悪いことではあるけれども、やはり現実問題としてある程度話し合う必要が生れるということとは考えられるのです。その辺の問題をどう解決されようとするか、この機会に一応聞いておきたいと思ひます。

奥野政府委員 第一点は、高等学校の負担転嫁の問題はさしたつての問題であつて、将来においてはウェートの低い問題ではないかという様なお話をございます。こういう負担転嫁の問題を起こします根本は、地方財政法においても原因があるわけございます。府県が施設を設ける場合には、利益のある市町村にその経費の一部を負担させることができる、こう書いてあるわけございます。その様な関係からこういうような負担転嫁が起こつてまいるわけございますので、先年来若干のものについて、禁止規定を設けてまいつたわけございます。そういうような点からいひますと、高等学校は、府県の設けております施設として非常に数が多い。数が多うございますので、自然老朽、改築という様な問題も、恒久的にかなり大きなウェイトを占めてくるわけございます。現在御指摘のように、非常に大きな市町村の悩みになつておる問題でもございますので、将来についてそういう考え方も持ちまして、地方財政法に今回の規定を設けたわけございます。

第二番目は金額の問題でございます。提出しております参考資料に記載いたしておりますように、昭和三十六年度におきまして市町村に転嫁いたしましたのが二十七億七千万円、住民に転嫁いたしましたのが四十七億八千万円、合わせまして七十五億五千万円ということになつておるわけございます。

第三の問題は、一片の法律で禁止するだけで問題は解決しないんじゃないかということございます。これもごもっともな点だと思ひます。ただ、市町村が府県に協力をする場合に、すぐ金銭による協力という形がとられていゝのが一般のようございます。元来高等学校を設置します場合には、府県全体を見通しまして、どこに高等学校を設置することが最も適当であるかということよりも、地元のほうからたくさん寄付を出してくれば、寄付をたくさん出したところへ設置するといふような形において行なわれているのが通例のようございます。このことは

やはり教育上問題があるのではなからうかと考えます。同時にまた、協力という事は金銭提供だけのことでないものであつて、用地の購入あつせん、その他いろいろ協力の余地があるわけございますので、そういう形において熱意のある協力を府県は求めていくべきである。財政の乏しい貧困な市町村に対しては、金銭的な負担を第一義的に考へていく様なやり方には、確かに今日問題があるじやなからうか、こう考へておるわけございます。

市町村の協力という事は、もちろん将来とも府県として大きく期待して差しつかえないことだと思ひます。しかし、その協力は金銭の形であつてはならないといふ様な考え方を持っているわけあります。

○司委員 いまの最後の御答弁ですが、そういうお考えはお持ちになつておつても、現実にはそうなつておるのですね。だから、私の聞いていますのは、その辺の、たとえばこういう法律ができてくると、地元のそういう話といふもの、いままでの慣習がいろいろ別として、そういうことで大体事件が片づけられておる。そうなりますと、これは県のほうによほどはつきりした強固な考え方がないと、この話はくずれる危険性が非常に多いのじやないかといふ様なことが考えられるわけです。したがつて、さつき申し上げましたように、県が予算を組むときに、すでに建築をする場所を提示することができるといふこと、どうしてこれができていないか、どうして最後には、協力しようといつたつて、どういふ形で協力するかといふこと、敷地だけを見つけるといふことに

協力をするのか、あるいはいまの様に敷地だけは地元が持つとかいふようなこと、あるいは敷地の幾ぶんは地元が持つといふ様なことにするの、問題が出てくると思ふ、反面から考へると。したがつて、事なかれ主義といふことになると、県有地がどこそこにあるから、あるいは國有地があるから、そこに建てたらいひじやないかといふことで、実際に即せざる点が勢い出てくる。その場合に、市町村にやかましいことを言つたつて、おまえのほうに負担は、迷惑はかけない、おれのはおれのほうの負担で建てるから、こういう極端なことがかりにできるとすれば、教育行政の上にもかなりの影響があるかと思ふ。その辺のことをもう少し文部省との間に、こういう問題を出しになるなら、どういふ話し合いができていゝか、県がそれだけの強固なはつきりした立場で、この法律を完全に守つていくかといふことと、教育の施設の実態についての差といふものをどういふふうに縮めていくか、といふこととはばどうかと思ひますが、マッチさせていくかといふことが私は問題にならうかと思ふ。その辺のことがいまの御答弁だけではちよつとわかりにくいのですがね。これは文部省や県のほうは了解済みですか。地元の世話は一切要らないんだといふことで、ただ、もし地元が協力するとなつたら、敷地のあつせん程度であつて、それ以上には絶対出ないのだといふことは、県の知事会や何かに十分了解済みですか。

○奥野政府委員 法律をつくつて、はたしてどの程度に勵行されるかという点が、第一の点だと思ひます。先年、

道路や河川につきまして、府県の負担に属するものを市町村に転嫁してはならないという規定を設けたわけでございます。それまではやはり負担能力のある市町村の区域にあります道路や河川から改修されるというような傾向を多分に持っておったわけでござい

ます。幸いにして、地方財政法に先ほど申し上げました規定を設けてから、市町村の負担はなくなりまして、同時に、府県全体を考へて、必要な地域から、道路や河川の改修を行なっていくというような姿に運営されてきてきている、こう私は考えているわけでございます。したがって、高等学校の問題につきましても、市町村への負担転嫁を禁止した結果は、将来市町村の負担がなくなるだけではないに、全県的な立場から必要なところに学校を建築する。必要な校舎から改築に手をつけていくというような方向に運営されてまいっているべきもの

だ、こういう期待を持っておるわけでございます。

なお、この立法にあたりましては、知事会及び文部省両方の意見も徴しているわけでございまして、どちらにおきましても、現在この立法に賛成をしております。また、高等学校を設けず場合には、それぞれ設置の場所につきまして議会の議決を求めるわけでござい

ますので、いままでであります、寄付があるからそこに設けるのだというような形で提案される場合が多かったのじやなからうかと思ふのでござい

ます。そういう問題がございせんので、議会が議決をいたします場合にも、どの土地に設けることが教育上最も適当であ

るかという見地から議論がなされるのじやなからうか、こう考えられるわけございまして、そういう面からも私たちとしては効果があがってくるのじやなからうかという期待を持て

るわけでござい

○門司委員 考え方としてはそういう理屈も一面あるかと思うのであり

ます。県の自主性ということ、教育行政の自主性といふことが、そういうものを考えれば、いままでの形がゆがめられている。だから今度はまっすぐに

するのだ、まっすぐにするのだとすれば、こういうことが必要だといふ考え方もあろうかと思ふ。われわれもそういうことを考えないわけではない。しかしながら実態はなかなかそうはいかない。

○門司委員 財政計画だけのお話、あるいは交付税の比率を変えていくということも当然出て参ります。しかし、これはこれだけではありません。やはり全体的なものにそういう考え方が基本的な考え方として必要になってくると思ひます。それで、ここまで聞きますと、あるいは少し行き過ぎかも知れませんが、問題はやはり財源措置は起債にならうかと私は思ひます。それ以外の措置はないと思ひます。財源措置が起債に変わってくるということになりますと、問題はもう一つ、これから出てくる起債の問題が出てこなければならぬ。そこで問題になってまいりますのは、これは自治省にこんなことを聞くのはお門違いで困らうかと思ひますけれども、起債に対する国の利息の問題ですが、公定歩合がずっと下がって参ります。そういう時期に起債に

対する利息について何か考え方がござい

ますか。もう少し利息を下げたらどう

うかということ。これは大蔵省は

まいったわけでござい

ますけれども、高等学校の施設の費用につきましては、今後とも十分な財源を見込んでいかなければならない。十分であるか十分でないかというところは、結局、地方財政計画の立て方なり、あるいはまた地方交付税法におきまして単位費用をどうきめていくかといううなことに

かかってまいると考えるわけでござい

ます。こういうような立法をしますか

○門司委員 おっしゃっているように、だんだんと金利の低下傾向を見

てまいります場合には、地方債の金利を下げるように努力していかなければならぬと思ひます。三十八年度から金利について手を入れておりますのは、公営企業金融公庫の貸出し金利が

いままで七分四厘でありましたものを七分三厘にすることにいたしました。それ以外につきましては、金利についていままで引き下げるという段階にまで立ち至っていないのでありま

す。全体の金利情勢と見合ひながら、そういうことの可能な場合には、十分努力を続けていきたい、こう考えてお

ります。

○門司委員 そういうことはいつごろで

聞いておりますが、何とか考えておるというだけではなくて、私は当面差し

迫った問題だと思ふのです。どうして

も利率の問題に触れなければ、一般の

市中銀行のほうがあるいは市中の金

利がずっと下がってきているときに、依然として地方の公債だけが利息を

当でないと思いますが、先般成立しました農業基本法、また今国会で成立を予想されています中小企業基本法等の低金利政策が、順次具体化せざるを得ない段階にきているときであり、非常に財政的に弱小自治体の地方債の金利政策というものは、もちろん中小企業や農業に関連して、やはり順次考える段階にきていると思います。まだいまいと自治省としましては、そういう具体的な方途を立てまして、検討の段階に入るところまではいっておりませんが、この問題は政府資金全体として考えざるを得ない、こういうふうには私は申し上げておきたいと思ひます。

○門司委員 私がこの問題を聞いておりますのは、さつきから二度申し上げましたように、もし預金利子下がってくるということになりまると、住民と自治体との経済関係がそこに生まれてくる。これに多く充てられていくのが郵便貯金であり、あるいは労災保険であり、簡易保険という資金がここに充てられておる。これはほとんど住民の預金である。預金利子は下がってくる、住民の税金で支払わなければならない公債の利子下がらないということになると、この住民の負担というものは、そこから過重なものが私は出てくると思う。いま五分の預金利子で六分五厘の利息を住民は払わなければならない。一分五厘だけ住民は自治体の方に税金を通じてよい利息を納めておる、こういう形が出てくると思う。これは五分の預金利子下がっても、依然として六分五厘が据え置かれておる、あるいは六分七厘が据え置かれておるといふことになる、その差がま

すます開いていく。そして住民負担と自治体との経費の関係の間に、だんだん開きが大きくなるということになってくる。そうすると、住民は、何のことはない、使っておる金は、言いかえれば自分たちの金である、政府の金でなくて、自分たちの郵便貯金であり、自分たちの簡易保険で、自分たちの金である。自分たちの金を使っておいて、もうほうの利息は安い、私がほうの利息は、税金を通じて高く払わなければならないということになる。あまり理屈に合わないようなものが出てきやしないか。だから、もし預金金利を下げるという場合には、少なくとも公債の利子も下げてもらわねと形の上で非常に難しいものが出てくる。自分たちの金でなければいいのですが、ちょうどいまの——これは公取関係からいえば明らかな違法法違反でありま

すけれども、銀行が歩積み、両建てで中小企業をいじめているのと同じような結果になるのじゃないか。一定のものを預かって、それに安い五分の利息を払って、貸しておる、利息の幅は高い利息をとっておる。利息の幅だけよい負担していくということになる。自分の金に自分で利息をつけて銀行に払っておるということになる。これと同じような事態が起こってくる。当然これは自治省としてお考えをいただきたい。そういう経済界の動向は目の前にきておる。それに対してやはり公債の利息を下げるべきだという主張を自治省はしなければならぬ。これから先考えるということは、おそ過ぎやしないかと思うのですが、もう少し住民のことを考えてもらい、地方の自治体の財政のことを考えていただいて、

当然この公債の利子をこの際下げるといふ方向に踏み切ってもらいたい。このことについても一応次官からはっきりした答弁を聞いておきたいと思ひます。

○藤田政府委員 年間一兆をこす政府資金の運用に直ちに影響する非常に重大な問題であり、即答でないことは非常に残念に思ひますが、ただ政府の今後の財政の長期見通しの問題にも関連しておりますし、非常にむずかしい問題かと思ひますが、政策の方向としては、ただいま門司委員の御指摘のとおり、私たちは地方自治体の財政あるいは税制、あるいは事務配分の現状等からすれば、当然政府資金の中では優先的に取り上げて公債の金利引下げというところは検討すべき最初の問題である、こういう点は全く同感でございます。今後さういふふうに考えをだんだん具体化していきたいと考えております。

○門司委員 それでは公債のことについては、いづれ公営企業法の点で少しお話を聞かすことがよろしいかと思ひますが、公営企業にしても、日本の利息というものは、いまのお話のように七分三厘というのは、非常に高いので、——ここに諸外国のものを一応私の手元で調査したものがござりますが、これを見てみますと、日本のやつはばかばかし高い、大体こういう結論になるので、アメリカにしても、カナダにしても、フランスにしても、ドイツにしても、かなり公債の利息は安いようになっております。私はさういふ点でいまの答弁だけで満足するわけには参りませんが、いづれ次の公営企業の問題のときに、住民負担と公営企業のあり

方等についてこの問題をもう少し確かめておきたい。その場合には、やはり大蔵省の当局もぜひ来てもらいたい、こういう感じがするわけです。きょうはまだ文部省から見えておりませんが、さっきのいきさつで申し上げますと、文部省が必ず自治体にさういふ迷惑をかけないで、この法律のとおりに行なうのだということをこの際私はぜひ確言を得ておきたい。さうしないと、地方の自治体は弱いのですから……さっき申しましたように、従来の慣習というものは、さういふ慣習がついております。この慣習はなかなか抜け切れないのじゃないか。警察などの問題では、明らかに寄付をしてはならない。違法だというふうに書いてあってもやるのだ。いろいろな名目をくつつけてけこうやるのですから、この場合もできるだけやはり脱法の行為が行なわれないように、ぜひひとつ文部当局に念を押しておきたいと思ひますが、文部省がおいでになつておりませんか、いづれ……

委員長、どうなんです、文部省はだれが来ますか。——それは、文部省がおいでになつてから、その辺もう一ぺん確かめたいと思ひます。そうすると、こう解釈すればいいですか。この種の法律改正はもう大体今回限りだ、次々にこういう問題が起ったからといって、こういう法律は出さないうのだということ。私は、これは何も法律で禁止しなくても、地方財政法の二十八条の二の観点からいけば、何も法律でなくてもよろしいのではないうか。さうしておかぬと、ややこしいものができて、あと困りやしないかとい

うことで、この法律には実際は賛成したいのですけれども、ただ炭鉱離職者の問題が含まれているのです。炭鉱地盤修復事業が含まれているから、全体としてこれは反対するわけにいかぬと思うのだけれども、こういう規制をつける、二十八条の二をせつかく入れたのだから、それだけでよろしいのではないか。あとは政令でもよろしいのではないか。こう考えているのですが、これはどうしても法律に入れないと出さぬか。あと、さういふものをいじめる気があります。か。その辺をもう一応私は確かめておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 財政運営につきまして、先ほどもちょっと申し上げましたように、一々法律で禁止したり許可したりするといふようなことでなしに、良識のある運営で財政的な秩序を積み上げていってもらいたい、これが基本的な考えであります。ただ、さういふことは百年河清を待つような面がござりますので、極端なものについてだけあえて立法的な禁止を行なつてまいっておるわけでございます。いままで一番顯著だと考えられておりましたこと二回にわたつてこういうような規定を置いたわけでございます。いまさういふ何かをこれに追加していこうという考え方は、現在のところ持っておりません。あくまでもこういうような禁止規定の追加を基礎といたしまして、さらに民主的な財政秩序を打ち立ていくように努力をしてもらいたい。住民にもさういふような理解を持ってもらいたいという考え方を強く抱いていただけてございます。

○門司委員 あとは文部省がおいでになつてから聞きます。

○小澤(本)委員 ただいまの御質問に關連して、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

財政局長は、今後こういう問題については考へておらないという話ですが、実は市町村立小中学校に対する市町村民への負担の軽減の問題、それが残つておると思ひます。御承知のように、いままでは政令によつて人件費を保守修繕の費用のみを禁止してありますけれども、將來地方自治体、市町村の財政の充実にあわせて、やはり小中学校の建設に対する住民の負担をやめさせていくという事は、これは何も法律をつくれという意味ではございせんけれども、そういうふうな行政指導をするなりあるいは政令で明記するなりというふうなことが必要かと思ひますが、どのように考へていらつしやいますか。

○奥野政府委員 お話の点全く同感でございまして、こういう問題の改善に努力をしていくべきだ、こう存じております。ただ、今回、府県立高等学校の経費につきましても市町村への転嫁を禁止する規定を設けましたので、ある程度市町村の負担は解消されるのではないかと考へられます。このことは、単に府県立高等学校の経費の転嫁が排除されるだけでなく、従来とかく何か府県が施設を設けると、市町村に一部負担させるといふ傾向があつたわけでもございまして、そういう傾向も漸次是正されていくのではないだらうかというふうな思つておるわけでもございします。そうなるまいと、市町村といつても、自分の施設は

自分の財源でつくつていくというふうな方向に努力していくのではないだらうか。転嫁が行なわれるから、市町村も財政的に困り果ててやむを得ず住民に転嫁させていく、あるいは府県も市町村に転嫁させていくということがあつたのではないかと思ふのであります。そういう意味で、できるだけ今回の法律改正を契機として、御指摘のような方向への注意をさらに喚起していきたいと思つております。そういうことによつて、漸次是正されていくことを期待したいというわけでもございまして、さしあたっては、さらにこれに禁止規定を追加するということは考へていないといふことでもございします。しかしそういう努力を払つても百年河清を待つようだから、何か立法措置をとらなければならぬのではないかとこのやうな問題が、一切起こつてこないとは考へていないわけでもございします。しかし現在のところは、御指摘のやうな方向で努力していくべきで、さしあたっては、法律的に禁止事項を追加するということは考へていないわけでもございします。

○小澤(本)委員 ただいまの御答弁でよくわかりましたが、府県なり市町村の財政上負担がしにくい、財政が弱いという事柄から、やむを得ず転嫁なり負担を押しつけるというやうなことが行なわれると同時に、いま局長のおっしゃつたやうに、いままでの悪い慣例として、当然受益者が負担すべきものだといふやうな事柄から、財政のいかににかかわらず、もうのつけから、これだけの土地を提供するならば高等学校の建設を考へてやろうというやうな出方に出ておるのが旧來の陋習

だらうと思ひます。この二点であらうかと思ひますが、あとの一点は、今回の法律改正によるところのいわゆる道徳的な要請によつて逐次改善されると思ひますし、またそのやうになることを行政指導上せよといふことではないかと思ひますが、財政上の問題は、やはり何らかの措置を十分にやらなければ、いかにともできたい問題でございまして、今回高等学校について法律の改正を行なうということになります。現在府県は、御承知のやうに高校急増対策——三十七年、三十八年は非常に苦しいときであります。三十六年の統計を見ましても、先ほどお話しのように、市町村並びに住民に対する負担が七十五億といふふうな飛躍したてであります。三十七年、三十八年には、高校急増対策で急速に建設をやつておりますから、もつともとふえると思ひますが、そのやうな大きな負担をかけておるの、ただ慣習上でなしに財政上の理由があるとするならば、これに対する財政上の不足をカバーしてやる措置をどういふやうにおとりになつておるか、また確信があるのかどうか。三十九年からこれを廃止する、やらせないといふことについて、それを十分カバーし得るだけの措置を政府としておとりになつておられるかどうか、この点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 前段の問題は全く同感でございします。

後段の問題につきましては、一つは土地の購入をもつぱら市町村に転嫁するといふことの金額が一番多いやうでございします。これにつきましては、さしあたりは、やはり地方債のワタを

げていくといふことだらうと思ふのでございします。この点については、一応予定したからそれ以上許可はしないという考へは持つておらないのでありまして、必要なだけの地方債は十分許可をしていきたいといふ考へを持つておるわけでもあります。將來地方債の元利償還額が、地方財政のかんりの圧迫になつてくるだらうと思ひますが、これにつきましても、地方財政計画を策定します際に、すでに累積しております地方債の元利償還額を、地方財政計画上の歳出に計上することによりまして、それで見合つた財源措置をくふうしていけると考へておるわけでもあります。なお、全体の計画をつくつて応急対策をとつておるわけでもありますが、高等学校の点につきましては、特に従来の基準財政需要額を減額しないですのまゝ据え置いておるわけでもあります。急増対策の問題が済みました場合には、さらに実態を見直しまして、抜かりのないやうな措置をくふうしていくべきであらう、こう考へておるわけでもあります。

○永田委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 今回、地方財政法の一部を改正する法律案を提案せられまして、特に、財政秩序を乱す、または住民に負担を転嫁する、こういう問題につきましても、一番非難の多かった県立高等学校の問題について、一応禁止規定を提案せられましたことにつきましては、時期的におそかつたといふきらいはありますが、まあ、けっこうなことだと思ひます。私も社会党としても、税外負担解消の問題、住民負担の軽減の問題は、かねがね主張いたしておつたところでもござい

まして、この観点からいいますと、一歩前進であることはけつこうであると思ひます。ただ問題は、いまお二人の方から質疑等もございましたが、本來であれば當然地方財政法によつて財政秩序が守られていくべきであるのに、それが守られていない、こういう形で具體的にこのやうな立法をしなければならぬといふところにやはり問題があることは事実であると思ひます。

そこでお尋ねをいたしますが、地方制度調査会が特に、財政秩序を非常に乱しておる、これを是正することが必要である、こういう答申をなされたわけでもあります。これには、単に県立高校の問題に限らず、他の問題についても触れておつたと記憶をいたすのであります。この以外の答申に盛られた事項につきましても、今後自治省としてどう対処していくのか、その点をまづもつてお伺いをいたしたいと存じます。

○奥野政府委員 地方財政上の問題につきましても、高等学校の問題だけではないに、答申には巡査駐在所というものも例にあげておるわけでもございします。税外負担のウェイトの高いものにつきましても、特に取り上げて立法措置をしたわけでもございします。自余のものにつきましても、機会あるごとにこの線に沿つて指導を強化してまいりたい、こういう考へ方をとつておるわけでもございします。同時にまた、地方財政計画なり地方交付税なりの算定につきましても、そういう方向に沿つてくふうを尽くしていきたい、こう考へておるわけでもございします。

もう一つは、国の財政との関連で、国立工業高等専門学校の問題がござい

ます。この点につきましては再三文部省と話し合いをしましては再三文部省と話し合いをしましてはおるわけでございます。ことしの模様を見ておられますと、かなり国有地との交換を考へられておるようでございます。相当努力のあとには見られるようであります。努力のあとには見られるわけでございませうけれども、私たち、なおこれでは一〇〇％解決したという気持は持っていないわけでございます。今後とも個々の事案につきまして、私たちも十分注意をまいりたいと思ひますし、できる限り法律の趣旨に沿うような運用をしてもらうように注意を喚起していきたい、こう考えておるわけであります。

○山口(鶴)委員 ちょうど文部省の管理局長さんにおいでになったようですから、さっそくお尋ねいたしましう。

地方制度調査会の財政秩序を守るべきだという答申に関して、国立高専の問題が一番強く指摘されていることは、局長さん御存じのとおりでしょう。文部省としてはどうするのですか。

○杉江政府委員 この点については、大臣がしばしば申されておりますように、実際問題として、土地の問題については、地元でそれを寄附したいという強い要望もあるわけでございますので、その要望を受けて、できるだけ数多くつくりたいということで措置する、こういう考え方を持っているわけでございます。

○山口(鶴)委員 寄附したいという強い要望が、そこが私は一番問題だと思ふわけでございます。文部省のお役

人は、寄附をたいへんしたいのだというふうな受け取っておられるようでありますが、政務次官は少なくとも政治的でありまして、そういう点はよく知っていると申すのです。国がいろいろな施設をいたします敷地について、ぜひうちへ持ってきていただきたい、こちらへ持ってきていただきたいという運動があることは事実でございます。そういうときには、これは寄附をします。そういふときに、これは寄附をします。たたくたかたがないから寄附をするのか、そうではなくて、やむを得ず寄附をするのかというところは、一般の国民たるわれわれはよく承知しているところだと思ふのですが、その点、管理局長の御答弁に対して政務次官の政治家としての考えはありますか。そのようにほんとうに寄附をしたがって寄附をしているのが国立高専の敷地の実情だ、こういうふうにお考えでございますか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○田中(啓)政府委員 実はなかなか心の心情というものは、軽々には判断できないと思ひます。学校づくりは、いまひとり高専の問題だけではなくて、実はあらゆる段階の国立の大学あるいは県立、市町村立のもの、ずっと明治以来の歴史を見ましても、相当地元と申しますか、あるいは民間の寄附というものが加わっているというところは、たくさんあるわけでございます。さりとて、一般の税金というものは、相当に重いわけで、その税金が現在、都道府県、市町村という段階に非常に複雑な制度で配分がされてお

り、それぞれの国立、府県立、市町村立というものは、その税金で設立者としてはまかなっていくべきものだ、こ

ういうことであり、足らない場合で、しかも急増を要するような場合は、むしろ上級の段階のものが補助をする、こういうことが今日の財政上のたてまえである、こう存じますので、非常にむずかしいところではありますが、文部省としては何よりも学校の充実がしたいのだ、こういうところから、そういうものにも依存していくというふうなことに今日なっている。それがまた財政制度の上からはよろしくないという批判も受けることになっているという点でございます。あまりはつきりと理論的にどうすべきだということを、実はこの際申し上げかねる実情にある点お察しを願ひたいと思ふのでございます。

○山口(鶴)委員 どうも次官は、国立高専の敷地の問題が、地方財政法違反だということについての認識が足らぬようですね。財政局長、この問題について、地方財政法からいくと一体どういうことになるのですか、国立高専の問題を、私にも次官にもよくお教えをいただきたいと思ふのですがね。

○奥野政府委員 文部省との間におきましては、文書の往復もあるわけでございます。文部省の大学学術局長からはこういう返事をもらっているわけでございます。『高等専門学校設置法』のために必要な敷地等の全部または一部につき、地元有志の申し出にかはる物件等の寄附を受けることはあつても、地方公共団体から寄附させ、あるいは不当な財政的負担を地方公共団体に及ぼすことはしない。なお、地元において具体的な案により関係行政庁の了解が得られる場合は、地方公共団体所有地と国有地との交換をはかるよう

にする。』ということでございます。あとのほうの点につきましてはかなり努力をさせていただいているようでござい

ますが、私のほうにおきまして、地方団体を奨励いたしまして、そういう方向においてさしあたりは解決に努力を払いたい、こう考えておるのでございます。

○山口(鶴)委員 お答えにもあるように、地方自治団体にもたせることは違法なんです。そこで有志の寄附とか交換とかいっておられるわけでしょうが、問題はそれ以外に、率直に言いますとトンネル会社みたいなものをつくりますして、どここの国立高専誘致期成同盟というふうなものをつくって、そこに都道府県や市町村が寄附をする、それで、その寄附を受けた期成同盟が、今度は国に対して寄附をする、こういう二段階の措置をやつてごまかしておるのが実情です。これでは結局問題は、都道府県、市町村というふうな地方自治団体が、国に寄附したと同じじゃないですか。そういうトンネル会社というか、トンネル団体をつくる問題について、自治政務次官はどうお考えでありますか。

○藤田政府委員 私寡聞にして、いまお示しのような事例はまだ聞いておりませんが、山口さんが仰せの通り、国家の事務執行にあたりまして、特定の地域に恩恵を与えるという旧来の觀念が、まだ政府機関に非常に残つておる。それで、国民から負担された国の事務を執行するにあたりましては、すべからず国家的視野に立つて、やはり財政的にも全責任を負うという新しい感覚が非常に欠け失つておる、こういう

ことは率直に認めたいと思つております。

○山口(鶴)委員 文部省の管理局長にお尋ねしますが、現在まで設置せられた国立高専のうち、私が指摘したようなトンネル団体で措置をしているのが、ほぼ半数くらいはあると思うのですが、実情はどうですか、御存じでしょうか。

○杉江政府委員 土地の問題について、具体的な事務をいたしておりますのは大学局でございますから、トンネル会社の言い分もありましようけれども、通俗的に考えて、おっしゃるような団体によつておるものが相当あると考へます。

○山口(鶴)委員 実はそういう実情です。次官、よく実情を調べて対処をしていただきたいと思ふのです。繰り返したくなりますからこれでやめませんが、そこでお尋ねしたいのですけれども、国立高専の敷地については、文部省、自治省の間でいろいろやりとりがされて、大きな問題になっておりまして、そのことは、やはり土地の問題を忘れては住民負担の軽減なり財政秩序の確立はなし得ないのだというところの端的なあらわれだと私は思ふのです。そこで振り返りまして地方財政法の一部を改正する法律案を拝見いたしました。施設建設事業に於いての住民負担を禁止したというわけでありますが、土地については触れておりません。これは一体いかなる理由でございませうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 施設という表現には土地も含まれておる、こう考えています。

○山口(鶴)委員 それではこれは土地、建物を含むということになりましようが、具体的には従来の例からいって政令でもって範囲を定めるわけでございますか。とすると具体的に列挙すればどのようなものについて禁止をしようというお考えですか、それをちょっとお聞かせ願いたい。

○奥野政府委員 別に政令で、さらにこれをかみ砕いて規定をするというようなことは考えていないわけでございます。従来の用例から言いますと、当然そう解釈される、こう考えております。地方財政法の第五条に地方債の對象になる事業を列挙しておりますけれども、その中でも施設という言葉を使っているわけでございます。土地についての起債も認めているわけでございます。

○大沢委員 関連して、私、あとから出て参りましたので、すでに質問があったかと思いますが、地方財政の秩序を適正化するために、今回こういう地方財政法の改正が出たということは非常にけっこうであります。いまも問題になっているようでございますが、市町村が敷地、建設費あるいは設備費というようなものを進んで寄付してくるという場合には、それはどういうことになりますか。

それから高等学校の建設費とか敷地とかいうことでなく、経常的な、たとえば旅費とかあるいは教材費とか、そういうものについて、PTAその他から相当学校の先生に出しているわけでございます。遠足のための経費であるとかそういうものはどういふことに考えておられるのか、ちょっとお聞きしておきます。

○奥野政府委員 現在府県の経費を町村に転嫁させております法律の根拠は、府県が建設的な仕事をやって地元利益がある場合に、利益のある市町村に負担を求めることができるという規定がございます。これが高等学校の問題についてもその根拠になっておるだろうと思ひます。そこでこの部分から高等学校の建設事業を除いたわけでございます。したがって、法律の規定の上におきましては自発的な市町村の寄付というものは禁止はいたしておりません。しかしながら別途地方財政法の二十八条でありますから、負担区分に定められておるものについては、地方公共団体は相互に負担区分を乱すようなことをしてはならないという規定を置いておるわけでございます。そういう意味からいたしまして、市町村からの施設の費用について自発的な寄付を受けることは、原則的には考えられないのではなからうか、こう思ひます。ただ法律的には、それは禁止はいたしてございません。なお、施設の費用について規定をいたしておるわけでございます。一般の物件費などについては、ことさら法律的な禁止規定は置いていないわけでございます。府県と市町村との関係、府県と住民との関係、両方あるわけでございますけれども、自発的な寄付については、これを禁止するといふような規定は置いていない、同時にまた施設費についてだけ書いてあるのだといふことでございます。しかし一般の物件費でございますも地方財政法の何条でありますか、割り当て的な寄付を住民にしているのではないという規定を設けておりますので、そういう性格のものは当然排除されなければならぬ根拠規定を置いておるということにならうかと思ひます。

○大沢委員 一応お答えはわかりました。それから現在、三十九年度あるいは四十年年度という後年度にわたる負担の年次計画を立てて、学校の建築費継続事業負担の願ひを出してきまつておるものが、相当あるのじゃないかと思ひます。そういうのはどうされる考えでありますか。たとえ現在年次計画を立てて寄付の願ひを提示されておりましたも、三十九年四月以降はそういうものは府県では受けることができないということになるのですか。

○奥野政府委員 従来の話し合いをひっくり返してしまふという考え方は持っておりませんので、すでに約束のできておるものにつきましては、この禁止規定は適用しないということにいたしております。したがって、府県と市町村との間で、すでに高等学校の建設費について、市町村が負担するといふ約束をしていたものにつきましては、その履行を法律的に無効にするといふような措置はとっていないわけでございます。あくまでも府県と市町村との話し合いで、従来どおり履行するか、こういうような法律ができた場合に、約束はもつたけれども、市町村も気の毒だからそういう負担は免除するか、あくまでも府県と市町村との間で話し合いをつけてもらう、こういうことでございます。

○大沢委員 どこでもほんとに金を出したくて出すところはないことは申すまでもないのですが、やはり早く建築をしてもらいたいか、あるいはまた誘致運動で、その市あるいはその地方に学校を建ててもらいたいかというよ

うな、やむにやまれぬ要求があつてそういうふうになつてくるわけですね。そこで、いまのようなお答えであります。と、三十八年度中に、あらかじめ後年度にわたるいろいろなそういう計画を立てて約束してしまふというところ、相当出てくるのじゃないかと思ひます。そういうことで、校地の寄付、その他をやるということが、高次の急増対策、その他から出てくると思ひます。それではせっかく法律をつくつてもしり抜けになるのです。何かそれを規制をしなければならぬのじゃないかという気もするのです。それが、それはどきどきしくやらぬでもよろうといふようなお話ですか。

○奥野政府委員 この法律が成立いたしましたして公布いたしましたのは、公布以後の約束の履行ということとは考えられないといふことでございます。附則の二項にその旨を規定しているわけでありまして、三十八年度中に約束すればよろしいといふこととじゃございませう。この法律が成立いたしましたして公布いたしますと、その以後に約束したてそれは無効だ、それは排除するといふことでございます。ただ法律の公布以前に契約ができておりますものにつきましては、この法律は適用しないといふ建前をとっております。

なお御参考におし上げますと、三十七年度においてかなり額の土地購入費についての起債を許可いたしました。その場合に、私の方としては、市町村に負担させることにしているというものについての起債を認めるのじゃないのだ、府県が現実土地を購入するのだ、その部分について起債を認めるのだから、その旨をはっきりさ

してもらいたい。したがって元利償還額も府県が払っていくのだ、それなら起債は許可しようといふことで、わざわざ理財課長あてに府県から一札を出してもらひまして起債を許可したのであります。いろいろ調べておりますと、その大部分は市町村が土地を提供するのであるという裏約束があるようでありまして、裏約束があるのです。自治省との関係においては、府県が元利償還を払っていく。こういうことになつておるわけで、土地の購入費について、府県が買つた形になつておる。裏約束を履行する場合に、起債の許可を受ける際にはこういうことになつておるのじゃないかといふような話になるのじゃないかと考えられますが、私たちがいたしましては、すでに約束のあったものにつきましては、市町村の財政状況から見ますと、できるだけ府県でその負担はしてもらいたいといふ希望は持っているわけでありまして、しかし法律的にはその排除はしていいといふことでございます。

○大沢委員 それでは、もしこういう財政法の改正が出て、違反するといふことは私には限らぬと思ひます。ことに寄付を禁止しないといふことになると、これは何も負担するのじゃない、われわれは進んで寄付をしたいのだといふことで、表面だけはいふまでもなく、法律違反、そういうことがどうもなきを保しがたいのじゃないかという気がする。もし違反したら、その違反した府県なり市町村なり、違反となりまして、その両者が違反するといふことになりまして、どうい

うな、やむにやまれぬ要求があつてそういうふうになつてくるわけですね。そこで、いまのようなお答えであります。と、三十八年度中に、あらかじめ後年度にわたるいろいろなそういう計画を立てて約束してしまふというところ、相当出てくるのじゃないかと思ひます。そういうことで、校地の寄付、その他をやるということが、高次の急増対策、その他から出てくると思ひます。それではせっかく法律をつくつてもしり抜けになるのです。何かそれを規制をしなければならぬのじゃないかという気もするのです。それが、それはどきどきしくやらぬでもよろうといふようなお話ですか。

制裁があるか。

それからもう一つ、文部省の管理局長がおいでになっておるので、先ほど高専の問題が出ましたが、付属の小中学校、これは地元の府県、市町村あるいは地元においているP.T.A.の団体、そういうものからいふん出されておるのですが、それについては規制なさるお考えがありますかどうかですか。

○奥野政府委員 いま制裁の問題がありましたけれども、公共団体のことでありますので、特に府県立高等学校の建設事業について、町村に転嫁してはならないということが法的に明確になったわけでございますので、私たちとしてはまずそれをくぐってどうこうということとは、ないのじゃないか、こう考えられるわけでありまして、同時に、府県を縛るだけではないに、町村に十分自覚を持ってもらわなければならぬと思ひまして、抜けがけ的に、自分のところだけ有利に運ぼうというふうな傾向はこういふことを機会にだんだんなくなっていくのを機会に、か、こう期待をいたしておるわけでありまして、われわれはこれで十分だと考えておるわけでございますけれども、経過を見まして、なお必要な問題が起こりますならば、その場合において措置をとればよろしいだろうと考えております。現在のところはそういう必要は全然ないだろう、こう考えておるわけでありまして。

○永田委員長 ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○永田委員長 速記を始めて。
○大沢委員 最後一言。今回のこの財政法の改正、私ちょっと市町村の当局者その他に聞いてみましたのですが、ありがたいような、実は痛しかゆしの思いでございます。といいますのは、寄付をしまして、高校急増対策で地元の学校を増築をせよというとか、あるいは学級を増してもいいとか、そういうことで各地方で競争が起きてきているわけです。ところがこういうことになる、三十八年度からは寄付する必要がある。財源をくめんとする必要がある。市町村としては、自分が責任を持っておる小中学校なり、あるいは市であれば市立高等学校なり、そのちのち金が回せるわけですから、そのなれば非常にいいわけでありまして、そのために府県にこの負担金、寄付金にかわる財源をずととってもらいまして、そしてあなたの方の地方財政計画にこれを組み入れておいていただかぬと、結局困るのは学級の増加も急にはできなくなってしまうというふうなことで、やはり住民が非常に困るというふうなことで、どこまで本気でやるのだからかという考えを率直に言いますと持っておるのと、それからあります。たいていこれはあるけれども、どうもそのために、いままでの高等学校の地元の志願者の増に対する対策はよくあるのじゃないかというふうな心配を非常に持っておるわけです。ですから私としては、府県に対してこれにかわる財源措置を十分さしやまして、そして財政計画にそれをほつきりさせておいていただくかぬと、どうも角をためて牛を殺すまでとはいかぬでも、規制して筋を立てるというこはいいいですけれど、実際上どっちが住民の福利になるかというふうなことになるのじゃないかと思うのですが、その点どう思いますか。これだけ最後に……

○奥野政府委員 ひとつもなことでございまして、先ほどおるそういう意味のお話もございました。政府といひましては、こういう立法をする以上は、そういう点に十分な配慮をしないかなければならぬことは十分考えている旨をお答えいたしておきます。高等学校急増対策も立てていまして、また従来からの地方債につきましても、元利償還については当然地方財政計画に計上していくわけでございますので、これが地方財政の圧迫になりませんように、それに見合せて財政計画を立てていかなければならぬという気持はありますけれども、交付税上の措置につきましても、急増対策が終わりましたのちに、もう一ぺん見直して必要な対策を考えていくべきだろうと思っております。

○山口(鶴)委員 そういたしますと、とにかく三十九年の四月一日からこれが施行になるということになりますと、当然現在の急増対策三カ年計画、これは大きくやはり変わってこなければならぬと思ふのです。当然変わって申しますか、考慮していかねければならぬ面があると思ふのです。そこで文部省の関係のかたに最初お尋ねしたいと思ふのでありますが、ことしの高等学校の入学率で騒がれました高等学校の入学率ですね。調べましたところが、たしか進学率が六四%くらいになっておるといふ資料が文部省の方から出ておるのですが、この点は次官か、管理局長御存じありませんか。ことしの進学率です。

○杉江政府委員 実際に入りました数は六六・四%と、私はたまたま記憶いたしておきます。

○山口(鶴)委員 三カ年計画は、入学率はたしか六一・八%でございましたね。そうすると、大きく政府の見通しが狂ったことになるかと思うのですが、この点の改定をどう考えられますか、次官からお伺いしたいと思ひます。

○田中(啓)政府委員 おくれたのではないのであります、いろいろくめんをして入れものの方を大きくした。ことに私立の方は非常によい収容しました。私立の高等学校というものは、今までなかったような県でもいふんできたというふうなことでありまして、対策の計画としてはおっしゃるようなものであったわけでありまして、むしろその計画以上に、実行者の側では上回った入れものをつくった、実はこういうことでございまして、したがって、希望者はほとんど入ったというのが三十七年の実績でございます。

○山口(鶴)委員 大へんけこうだと思ふのです。文部省も努力をされましたが、収容者側の自治体が努力をしたというわけでしょう。非常にけこうだと思ふのでありますが、しかし、文部省が計画いたしました六一・八の財源措置では足らなかつたことは事実であつて、結局政府や文部省が努力をいたしました財政計画以上に、自治体その他が努力をしてこういふ結果を出したということですね。とすれば、われわれ喜んでもいいと思ふのでありますが、文部省としては努力の足らざることを反省すべきではないですか、この数字は。そうではないですか。

○田中(啓)政府委員 努力の足りないということはおっしゃるとおりでございます。どれだけやっても足らないというふうな実情ではございせん。でありますから、今後も続けるつもりでございますが、私は相当無理をして入れておるように思ふ。つまり教室など、だいたいすし詰りになっておるのも多からうと思ひます。したがって、あと始末というものを相当して、やはり急増対策的なそれが、実情から申すとあと始末のようになつておるわけですが、そういう点に今後一段の努力をしなければならぬまいと考える次第でございます。

○山口(鶴)委員 すし詰りをやったりいろいろ無理をしてこういふ結果になつたということは、私もよくわかります。とすれば、昭和三十七年において六六・四%の進学率が現にあらつたといひますと、昭和三十八年の入学試験におきましても、文部省の考えておる三カ年計画の基礎にある六一・八ではおさまらぬ切らぬことは、これは自明の理ではないかと思ふのです。といたしますならば、この際、自治体ばかり無理を押しつけて、あるいは学校の現場にすし詰めばかりを押しつけて、そうして六一・八の方ははおかぶりをしておつてさしつかえない、こういうすげない態度は、私は常識的に見ても文部省はおとりにならぬだろうと思ふ。そうならば、当然六一・八の基礎がくずれたということになるならば、この三カ年計画も、その増改築の

計画自体を変更していくことは当然じゃないかと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○田中(啓)政府委員 とにかく六・四%入ったというよりはもう事実で、それをまたあと戻りして、中学卒業者の六・一%にするんだ、そういうことは私はもうできないと思います。そこで、どうしても六・四%というものを前提にして、それをやるにはいろいろ無理をしております。財政的にも無理がかかっておると思います。それからまた入れた結果も、いまのすし詰めその他でいろいろ無理があると思う。でありますから、そういうものはひとつ無理をとるように、財政面においても、三十八年度予算を立てる際に努力をすべきものだというように考えておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、今の御答弁では、当然、ここの計画は昭和三十八年度予算では補助金が三十一億、起債が九十億、交付税が九十一億ばかりでございましたか、そういう計画になっておりますね。しかも三十八年度予算というものは三十七年に六・一%入る想定のもとにできた予算でしよう。それが六・六・四%に上回ったのですから、すでに三十八年度予算の補助金三十一億、起債九十億、それから交付税九十一億、計二百十二億円で窮屈になったというところは、はっきりお認めになることでしょうか。とすれば当然昭和三十八年度の追加予算をお考えになって、そして二百十二億円を補正し、これを増額しなければいかぬ、こういう御決意と私は受け取るのであります。この点はどうかでございますか。

○田中(啓)政府委員 その点は、つまり追加予算等、あるいは補正等でやるべきか、あるいは三十九年度予算というものでやるか、目下十分検討をしなければならぬというように考えておる次第でございます。ただそこまで具体的に私どもの方でと始末の方針は立っておらない状態でございますが、立てなければならぬというように考えております。

○山口(鶴)委員 昭和三十七年度中に、当時の計画はたしか進学率が六・〇%だったと思います。それが知事会の方では六・三%というようになって、足して二で割ったようなことになりまして、六・一・八というような基礎数字を押えた。そして起債の方もたしかに約六十億でございましたが、途中で計画変更で上積みされました。といたしますと、昭和三十八年度においてもとにかく同様な措置をしなければならぬことは、これは私は常識的に考えられると思うのです。この点は自治省の方、こういう基礎数字の上に立ってどういうふうに対処しようとしておられますか。お聞かせ願いたい。

○奥野政府委員 高校生急増対策は、いまもお話になっておりますように全国平均でございます。個々の団体では事情はいろいろに変わっていると思いますが、また個々の団体は自治団体でございます。国の見込みと若干の違いが出てきておる、これは当然あり得ることだろう、こう考えます。したがって、全体の計画が非常に少な過ぎて、そのために地方財政を極端に圧迫しておるという場合には、当然計画の改定を行なうとして、地方財政の円滑な運営が確保されるように努力しなければならぬと思うのです。いまのパーセンテージが違ってきたから、直ちに全体計画を直さなければならぬという性格のものではないと私は考えておるわけでありまして、それよりも、将来私たちがとしては、建築費の準備につきまして、国の予算準備を基礎にしていろいろな計画をつくっているわけでございますけれども、実施準備を見ていると若干問題があるようでありまして、これは高校に限りませず、全体につきまして自治省としてはぜひ努力を払っていききたい問題だ、こう考えておるわけでありまして、しかし高校生急増対策の問題につきましても、文部省にいろいろ御意見がございしますならば、十分相談にはあずかってまいりたい、こう存じております。

○山口(鶴)委員 文部大臣は予算を審議いたしますときの分科会等におきまして、基礎数字が大きく変わるようなことがあったならば、当然計画変更するのによぶさかでない、当然御答弁をされておると私は記憶いたしておるのではありませんが、自治省の方は各都道府県あるいは自治体の財政状況を見て対処していきたい、それはそれでけっこうだと思えますが、特にこの問題について一番責任のある文部省として、とにかく六・一・八という基礎数字が大きく変わったというところがありまして、しかも次官も言われたように来年六・一にするというところではないかというお話もあるわけでありまして、といたしますと、当然三カ年計画はここで改定をすべきではないのですか。そして三十八年度予算においても、不足をいたしました自治体が、次官も言われたように、文部省の恩恵をこえて

非常な努力をされたのです。努力をしたのはしっぱなし、それは大にけっこうでございますという無責任な態度はとれないでしょうか。とするならば、当然三十八年度において今後一体どう対処するか、それから三十九年度の残された一年の計画については一体どうするか。これは文部省の考えにやはり問題があるのではないかと思っておりますが、この点はどうかでしよう。

○田中(啓)政府委員 程度のことを先ほど申し上げたのでありますが、実数を申し上げますと、入学者が減るとははっきり申しませんが、減る傾向になる要素もあるわけですね。中学の卒業生が減っていくわけですね。三十八年度末は、三十七年度末よりも減るわけでありまして、続いてぐんぐん減ってまいっていくわけですね。したがって、高校へ入る者も実数がどのように今後変化するか、卒業生の減るのに対して、著しく入学のパーセンテージが上がっていくかどうか、こういうようないろいろな不安定の要素があるわけでありまして、それからまた計画のほうは、主として公立学校を対象にして組んでおる補助金と起債の計画なんでありまして、実は非常にふえたのは私立学校であります。そういう次第でありまして、また十分検討の上方針を立てねばなるまいということ、先ほど申したとおりであり、また文部大臣もそういう線に沿って、これまで御説明を申し上げておると思っておりますが、まだデータが実はそろわないわけでありまして、そこで今後できる限りデータを一把握いたしましたとして、そして善処

をいたしたいというように思っておりますわけでありまして、したがって、大体自治省のほうからお答えになったところとあまり変らないことになると思いますが、したがって、両省協力をして善処をしていくことになる、かように考えておるわけでありまして。

○山口(鶴)委員 三十八年の、ここの中学の三年生は、数は多いですよ。三十九年三月に卒業する中学の生徒がうんと減る、そういう御認識は私は間違いだと思えます。それから次官も言っておられるように、生徒数が将来減っていくといたしまして、進学率自体はいまや高校全入ということまで言われるくらい、義務教育に準ずるものとして、みなが入っていく、また出さしてやりたいという親の願いである以上、進学率が非常に高まってきておることも自明の事柄じゃないかと思っております。そういう点も十分踏まえた上で、実情をよくお調べいただきたく思います。とにかく基礎数字が大きく変ってきた。この事実だけはお認めになっておるわけでありまして、その上に立って、早急に三カ年計画を改定する必要がある、このことだけははっきり言えると思っておりますので、この点を強く申し上げておきたいと思えます。

そこで地方財政法の関連になるわけでありまして、財政局長も言われましたが、準備についてまだ不備であり、こういう状況であります。そして今までも準備の不備その他が住民の負担なり市町村の負担ということになっておったわけですね。そういういたしますと、昭和三十九年四月一日から、この法律が実施されるということになりま

九

すならば、単価が不備だということになれば、都道府県にその重みがかかるでありましようし、今まで市町村、住民等に転嫁いたしておいた責任も、今度は都道府県が——今までやらなかったのが遺憾であったといえようであらうが、今回は当然に都道府県が負担しなければならぬことになってまいります。そうなるので、いまおきまして、この法律が動き出したというところになれば、急増対策について差しつかえが出てくるということとは当然ではないかと思う。といたしますと、これに対する明年の財源措置、基礎数字の移動を考えた場合の現在の計画における財源措置について、どういってお考えでございますか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 先ほど申し上げましたように、三十九年度予算を国が編成いたします際には、無理のないよう工事単価を基礎にして編成してもらいたいという意見を強く持つておるわけでありまう。三十八年度につきましてもそういう要望をしてまいりましたわけでありまして、不十分ながらも若干の改正が行なわれたわけでありまう。今後、建設費の推移もございませうけれども、やはり私どももいたしましては、もう一段引き上げてもらわないと、実施単価の間とずれが生ずると考えております。したがって、そういう努力を三十九年度においても講じてまいりたいと思ひます。それを基礎にして地方財政計画等の数字を固めてまいり、覚悟をいたしておるわけでありまう。

○山口(鶴)委員 文部省、自治省にお伺いをいたしておきたいと思ひます。が、先ほどのやりとりでもおわかりのように、現在の高等学校は非常なすし詰めをやっているわけであり、五十人定員のところを五十五にして、しかも五十五を上回って六十人、あるいは私立学校に至っては八十人、あるいは九人、常識では考えられぬような学級が現に存在しているわけでありまう。しかも一方では、高等学校の入学試験に落ちた子供たちが、義務制の中学にいま一年籍を置いてくれというようなことで、中学四年生というようなものも現に生み出されつゝあるという話も聞いております。その中学四年生の問題は別といたしますが、現に公立学校においてもすし詰めがたゞさんあるわけであり、これをこのままほつておいてすし詰めを解消してくのか、そういうことは私はできぬと思ひます。といふたしますならば、当然すし詰めを解消する。そのためには入れものをさらにふやしていく、このことを考えなければならぬと思ひます。そういうことについて文部省はどうお考えでありますか。

それからまたそういたしますと、すし詰めを解消して入れものを大きくしていくということになれば、当然自治団体の負担ということが考えられるわけでありまう。これに対する自治省のお考えは一体どうなのか、この点をあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○杉江政府委員 すし詰めについてでございますが、公立学校についてはそれほどひどいすし詰めはないと考えております。ただ私立学校に、いまの御

指摘に近いような状態があるというところを聞いております。一学級六十人以上であれば、教育上相当支障を生ずるものと考えておりますが、ただ私立学校に対する監督ということについては、具体的には文部省の権限にはございませぬので、そのような点につきましても、その監督権等はございませぬが、これらについては私学の自衛自戒に待つべきものであり、またそのような指導をしてみたいと思ひます。

○奥野政府委員 いま文部省からのお話もございまして、公立につきましては将来中学校の卒業者が減つてまいり、関係にございまして、施設は十分ございまして、そういう懸念はないと考えておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 またあらためてこの問題の数字をさらに明らかにした上で、お尋ねをいたしたいと思ひますので、本日はこれでやめておきます。

○小澤(太)委員 ちょっと関連して。先ほど田中政務次官は苦しい答弁をされておられました。私も事情をよくわかるわけでございますが、やはり財政秩序を確立するというところで、今回地方財政法の改正によって、府県と町村並びに住民との関係の問題で、特に秩序が乱れております高等学校の問題について、ある程度の解決をはかろうとしておるわけでございますが、もう一つ上の段階の、国と地方との問題でございませう。先ほどの国立工業専門学校の問題でございませうが、たいへん苦しい御答弁で御事情もよくわかります。いづれも積極的に、ぜひ土地を寄付したいからやってくれというもののばかりだから、それに従つておるの、財政法の関係もないというお話でございませうが、

すが、そう言わざるを得ないお立場でありましよう。ところがこれはなかなかそうとまで割り切れないと思ひます。情がございませう。地方財政法の十二条には、地方に負担させるような措置をしてはならない、こう書いてあるわけであり、それからその措置とはどういうことを言うのかということでございますが、国立工業専門学校建設費につきましましては、その土地の取得あるいは借り入れ等の用地費については、全然国家予算に計上してない。したがって、その土地については何らかの方法でひねりだせということであるかと思ひます。勢い国有地との交換の問題とか、あるいは地方の任意の寄付によるというようなことで、それ以外には道はないのでございまして、そういうところに追ひ込んでいふ政府の措置そのものが、地方自治体に負担をさせるということとなるわけでございます。法律論としてはいろいろむずかしい問題があるかと思ひますが、それを言ひのがれるために、やむにやまれぬ自発的な寄付であるということになっております。こういうことに対してどういふふうにお考えになっておられますか。私はまず自治省御当局に対して、この第十二条の規定は、一体いまのような場合に働かないのかどうか。それから明らかに働くとすれば、働くにもかかわらず目をつぶつておられるのかどうか。目をつぶつておられるとすれば、自治法の第二百四十六条の二で、したが、総理大臣は、地方自治体の不当な措置をとらなければならぬという規定がございませう。こういうことについてどう考えられるのか。これは何かご

まかしでもつてその場を糊塗していいというところではないに、いまや日本では、地方と中央との問題というのは非常に大きな問題になっております。ことに財政秩序の確立というところは、世論になっておるわけでございます。主として、各々の委員会においてもそのことを主眼としておられます。政府御当局もそのことを深刻に考えておられると思ひます。この問題をただ言ひのがれの問題とせず、はつきりした態度で臨んでもらいたい、こう思ひます。がゆえに、このようないやな質問をするわけでございますが、どういふ御見解であるか、それをまず伺つてあと二、三、たいへん時間がなくて失礼でございますが、お伺いしたいと思ひます。

○奥野政府委員 国立高専の問題につきましましては、一昨年から起つてまゐつておるわけでございます。一昨年の春でございまして、地元のほうでいくらか土地を提供するやうなところでないかと国立高専は設置されたいというやうな話が、文部省の相当責任のある人たちが地方団体に訴えられていたという話を仄聞したわけでございます。そこでまず大蔵省に確かめたわけでございます。大蔵省としては、土地を寄付させなければ国立高専の設置を認めないという考え方を保持しておるのかということに対して、そういうことは全然ないというやうなお話でございます。そこでそれなら文部省だけの問題であるのかと考えまして、文部省についてもその点について問いたしをいたしたわけでございます。同時に文書によつて文部省、大蔵省にその点について注意を喚起すると

いうような態度をとったわけでございます。いま私が申し上げましたようなことが事実であるといえます。ならば、私は地方財政法に違反している、こう考へておるわけでございます。したがって、自來関係当局に對しましては、自治省としての考へ方を強く訴へてまいったわけでございます。また、国会における論議におきまして、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の規定を引用いたしまして、自治省の考へ方を述べてまいったわけでございます。

○小澤(大)委員 たいだいまの御答弁は、仮定に基づいて、最初のような文部省の考へえならば自治法、財政法違反であるといふことでございますが、その後大蔵省はそう考へていないのだといふ一片の弁解だけでも、實際上予算には土地取得あるいは借り入れ等の用地費を一切計上してないという事實を考へずに、ただそういふたてまえであるといふことだけでも、地方財政法十二条違反ではないという判断をされておるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○奥野政府委員 当初の出発と現在とは関係方面の考へ方がかなり変わってきているだろうと私は判断をいたしておるわけでございます。したがって、現在では、究極的には地方団体の負担になるようなものは寄附の形式をとつても差し控へるべきであるという考へ方を全体的に持たれてきていると思うのでございまして、当初におきましては、おそらくたくさんものを設置したいという希望もあり、その方便としては土地の寄附に求めたほう、その目的を達成しやすいというよ

うなこともあったのではなからうかと私は思つております。なぜ私がそういうことを申し上げるか申しますと、大蔵省におきましては——ここで名前をあげることは差し控へたほうがいいかと思ひますが、文部省から土地の要求が出ていないのは、それは予算の要求額を前年度の予算額の二倍以内にとどめなければならぬという制約があるものだから、わざと要求からはずしたのではないかと思ひ、国立高専を設置するといふことがきまつた暁には、土地の額があるのだといふことで、要求を掲げて出してくるのじゃないだろうかと思ふといふようなことを、大蔵省の予算担当責任者が私に言つたことがございまして。しかし、現実問題としては予算の要求が結局なされたわけでございます。その後は、私は文部省だけで予算要求をされてないとも思はないわけでございます。予算要求を予算当局がいやがつてやせぬだろうといふふうないろいろ勘ぐつておるわけでございます。そういうふうないろいろな事情もございしますので、今日におきましては法律解釈ははっきりしてきておる、しかし経過的には必ずしもはっきりしてないから、ただらうと思つておるわけでございます。

○小澤(大)委員 それでは文部当局に御質問しますが、文部省としては、いまの財政局長のお話では、用地費の要求をすらししていないといふことでございますが、それは事実でございまいしょうか。

○田中(啓)政府委員 そのとおりでございます。

○小澤(大)委員 それはどういふお考へでございまいしょうか。用地費は別に

国において措置しなくとも地方の負担でいけるということ、そのたてまえでやっておられるのでしょうか。

○田中(啓)政府委員 そうではございせん、これは国有地を転用しよう、これが根本になつておるわけでございます。御承知のように戦後幾多の国立大学ができたのでありすが、これはほとんどは国有地並びに国有設備の転用でやつておるわけでありまして、それが実は根本になりまして、というて便利なこと、交換をやるというふうなことで、中にはそれには及びませんといふので、寄附をしていただいたままになつておるといふようなことに結果から見るとなつておるわけでありまして、方針は国有地をいきたいといふことでございます。

○小澤(大)委員 たいへん苦しい御答弁だと思ひますが、現実に私が調べたところによりまして、国有地との転換でないものが相当あります。三千六年度におきましては金銭による土地の提供といふことがたくさんあります。したがって、どの県にも適当な国有地があつて、国有地のあるところへ高専を持つていくといふことはおかしい。高専を持つていくのに適当なところにつくるべきであつて、まるで国有地があるところからそこへ高専を持つていく、そんな考へ方ではおそろしく文部省はないと思ひます。ただ、いま御答弁のために苦しんで言つておられると思ひますが、どうかさういふような御答弁をせずに、やはり国の施設ですから、財政法十二条によつてさういふ措置をしてはならないとある。しかも国が責任を持つておる施設です

ら、用地費の要求は必ずやるということをしていただきたい。現実に私の調べたところによりまして、最高裁判所あるいは法務省等において地方にその出先の役所をつくる場合に、確かに建設費の中に用地費の額が非常に少ない。そのために地方の負担になつておるものがたくさんあります。やはり、ぜひ誘致しようとするために土地を出すといふ話がたくさんあつて、負担になつておるわけでありまして、これもやはり私も予算の編成の際にはそういう点も是正していききたいと思ひます。しかし、それは多かれ少なかれ用地費を組んでおるのであります。ところが、この高専については全然組んでおらない。しかもその要求もしておらないといふことは、地方が希望するから、地方にまかせて地方に出させればいいじゃないかといふ、いままでの府県が市町村に對して高等学校の用地を押しつけたと同じような考へ方、その考へ方が改まつておらないのじゃないか、私は実に遺憾に思ひます。ですから、いまこれをやかましく言つてもしょうがありませんが、これは明らかに地方財政法十二条の違反であり、これに對して自治省は地方自治法二百四十六条の二で適当な指導なりあるいは監督を地方自治体に加ふるべきである、こういう決心を自治省はやるべきである。また文部省は少なくとも用地費の予算は強く要求して、十分でないにしてもこれを計上するといふことによつて、この財政秩序の乱れておるものを直していただきたい、これをぜひお願いしたいと思ひます。いままでの経過、ききまつ等からなかなか脱しよう、税外負担といひますか、財政

も、それでもつて将来全国各府県につくつていかれるという御計画のようでございますから、将来のこととも考へて、ぜひともさういふふうな処置をしていただきたい。そのことを強く要望いたしまして、御答弁はちよつとむずかしからうから、あるいはしていただきながら、いい返事ならしていただきませんが、悪い返事ならしていただきはうがかえつていいと思ひますが、それだけ御要望申し上げて私の質問を終わります。

○太田委員 ちよつと関連して二点ほどお尋ねしたいのです。それは、最初は自治省の奥野局長にお尋ねをいたしますが、今度の財政法の改正は、主として高専施設の市町村負担二十七億と住民負担四十七億の解消を目ざす改正だと私は思ふ。ところがもつとその倍以上ある教育、社会、警察、土木、産業経済費四十五億を市町村が負担をし、住民が百八億負担しておるといふのが三十六年度の実績であります。この解消については今度は何ら効用がないといふことでしょうか。

○奥野政府委員 先ほどもちよつと申し上げたわけでありましてけれども、一番顯著なものについてあえて立法措置をとりたい。基本的には民主的な自覚に基づいて財政運営の姿勢を正すという努力をしていくべき性格のものではなからうか、こう考へておるわけでありまして、一番顯著なものとして、百年河清を待たうとする、立法措置をとりたいといふことでございまして。

○太田委員 そうですか、なるほどね。まあいけば高等学校の教育費といふのが、税外負担といひますか、財政

法違反の疑いのある負担として顕著なものであることはわかるのですが、教育費にしましてもその他のものが非常にあります。高校はこれで大体完了したのでないでしょうかね、三十六、七年度で終わってしまつて、これから小中学校の整備ということになりますと、今度逆にこのほうの教育費というもののしわ寄せが住民並びに市町村にくる。住民のことを私は考えておりますが、住民にくるような気がするのは、そこでもう文部省の管理局長さんがいらつしやいますからお尋ねをいたしますが、小中学校の講堂ですが、講堂建築に対する負担が当該自治団体たということに對しましては、少々納得できない節があるのです、これに對する何か改善案というか進歩案というものの御用意はあるのですか。

○杉江政府委員 おそらく体育館講堂のことと考えますが、この法律はちょっと関係ありませんけれども、考え方としては、小中の建設事業にも同様な考え方の方で今後処理されるべきものだと考えております。その際最も大きな問題は、私は施設基準を改めなければならぬと考えております。そのほか、構造比率等もありませんけれども、まず基本的には施設基準を改むべきである、改めなければならぬ。体育館についても、現在の基準には矛盾がありますので、これを改善してきたい。そういうふうなところからこの経費負担の原則が実施されやすいような努力をやはりすべきものだと思っております。

○太田委員 それは局長さんあれです、今後はそういう講堂建築費に對しても一般校舎に準じて補助金を出す、そういうことになるのですか。

○杉江政府委員 いま講堂に對しては補助金はありますが、体育館に對しては補助金があるわけではございません。もちろん小中学校の体育館についても補助金がございますが、小学校については、いままで戦災復興ということとで一般補助の対象になっておりません。本年度は小学校の体育館に對しての補助金は予算化されておられませんけれども、今後はそれらを予算化していきたいと考えております。

○太田委員 そのほか、いま体育館といふことばでおつしやいます、一般に講堂、これは講堂兼体育館という名前になれば、来年度くらいから補助金が計上される見通しありと考へてよろしうございませうか。

○杉江政府委員 講堂といふことばは補助の対象にする段階ではないと考へます。まだ体育館の整備がきつめて不十分な状態にありますので、体育館といふことで、教育上どうしても必要ないといふと考へております。ただ現実には、体育館が講堂も兼ねてゐる、そういう機能も持つておるわけでございますが、その点はそれでけっこうでございます、主は体育館の整備といふことでまゐりたいと考へております。

○門司委員 この機会に文部省の次官に聞いておきたいのですが、さつきからいろいろ論議されておりますが、重複はできるだけ避けたいが、文部省は、いま自治省からの統計をずっと見ますと、高校の設備に七十五億五千万円といふものを地方の住民並びに自治体に負担させている、こういう数字が出てゐることをあなたは御存じですか。

○杉江政府委員 正確な数字は存じておりませんが、似たけれども、相当額の寄付金があるといふことは承知いたしております。

○門司委員 文部省でそういうところの問題があるのじゃないですか。できものの所管はおれのほうだ、監督はおれのほうです。それから入れるものはそつちでござらへる、入れものの費用はそちでいひようにして、そういうような考え方が文部省にあるのじゃないですか。文部省は、教育の全体をもちになつてゐるなら、このことがわかつていなければならぬはずだと思ふ。どういふわけで一体文部省はこういう調査をされないのですか。これは自分の所管でしよう。学校ができたらはいさやうならつて、仕事はほかにはやらせろが、監督は自分のところでやるといふ考え方はおかしいと思ふのです。文部省にはこういうものを調査する機関はございませうか。

○杉江政府委員 初年度の財務課で調査いたしておりますが、正確な調査は自治省の数字を信頼すべきものだと思へております。ただいま私自身そういう正確な数字を承知しておらなかつたといふ意味でございませう。

○門司委員 次官にはつきりした御答弁を願つておきたいと思ひますが、こういう法律ができて、いままでのことはいままでのこととして、この法律を忠実に守られるという御意思は文部省に、むしろないとは言へないと思ふのですが、あるんでしやうね。

○田中啓政府委員 私は、今度の法律の趣旨は、何よりも、いままでのように単個、構造比率等の問題が著しく實際とは違つたものを計上して、その差額は下級団体、または住民のところへいく、それを知つておるならば、そのよくなことをやつておるといふのは、はなはだよろしくなかつた。だから、いま文部省が最も努めるべきことは、高等学校にして、小中学校にして、単個、構造比率等を実際のとおりに改める、そうしてそれをもつて補助あるいは起債等の対象にする、こういうことであらうと思つておるのであります。私は、これがまず不当に下級団体または住民に負担をかけるというところの解消に一番役立つことだと存じておりますので、大いに努力をいたしまして實現をはかりたいといふことで、実はこの法律がこゝまで来る前から相當やつておる次第でございませう。

○門司委員 根本的にはそういうことも一つの問題であらうかと思ひます。それでもう一つ認めておいていただきたいと思ひますことは、いまのお話に出てまいりました施設の費用の単個の見積りもりの開きですが、三十六年度の市町村から参つております統計をずっと集めてまいりますと、新築費について大体坪当たり六万八千四百七十七円の全国平均が出ております。文部省の見積りもりは四万八千七百二十八円で、地方が二五%相当出しております。この分だけは地方の負担になつておる。よけいにかつておるのを何らかの処置で負担がされておる。おそろくこれは地方の自治体によけいな負担といふか、あるいは住民の負担にまかされておる。こういう問題で増築の場合も同じような数字が出ておる。念のため数字だけ申し上げますと、市町村の

実質負担は五万二千二百三十六円といふ数字が出ておつて、政府の見積りもりは四万三千六百五十五円、これは二〇%の負担です。危険校舎等につきましては、実際の価格が五万九千九百十九円で、文部省のといひますか、国

の見積りもりは四万八千五百七十一円といふので、これは二五%の負担増になつておる。これは単に建物の坪当たりだけではありませぬ。実際の建物についていろいろの問題、あるいは土地の買収費といふような問題をこゝういふ規格ですつと見渡してまいりますと、数字が煩雜になりますから私申し上げませんが、非常に大きな額になると思ふ。これは市町村から出てまいりました小中学校の数字でありますから、市町村の小中学校の問題だと考へる。高等学校に對しても同じようなこと

とがもし文部省で繰り返されるとするならば、こういう法律をこしらへてゐるのだ。實際は単個が食い違つてゐるのだから、補助金がそれだけ少なくなつて行かない。補助金が行かないからそれは何とかしなければならぬといふことで、これはどうにもならないのです。したがつて私は、補助金の中であるいは起債の中で問題になりまするものとして、実質の額に合うような方法をとつてもらへないかといふこと。幸ひにして文部省は、御承知のように学校の職員の給与については実支出額の半額というところになつております。多少の問題は残るにしても法律上は一応半分になつておる。そこで、こういう法律ができると同時に、学校建築その他については実支出額の半分だといふわけにはまいりませうか。文部

省は、今度の法律の趣旨は、何よりも、いままでのように単個、構造比率等の問題が著しく實際とは違つたものを計上して、その差額は下級団体、または住民のところへいく、それを知つておるならば、そのよくなことをやつておるといふのは、はなはだよろしくなかつた。だから、いま文部省が最も努めるべきことは、高等学校にして、小中学校にして、単個、構造比率等を実際のとおりに改める、そうしてそれをもつて補助あるいは起債等の対象にする、こういうことであらうと思つておるのであります。私は、これがまず不当に下級団体または住民に負担をかけるというところの解消に一番役立つことだと存じておりますので、大いに努力をいたしまして實現をはかりたいといふことで、実はこの法律がこゝまで来る前から相當やつておる次第でございませう。

○門司委員 根本的にはそういうことも一つの問題であらうかと思ひます。それでもう一つ認めておいていただきたいと思ひますことは、いまのお話に出てまいりました施設の費用の単個の見積りもりの開きですが、三十六年度の市町村から参つております統計をずっと集めてまいりますと、新築費について大体坪当たり六万八千四百七十七円の全国平均が出ております。文部省の見積りもりは四万八千七百二十八円で、地方が二五%相当出しております。この分だけは地方の負担になつておる。よけいにかつておるのを何らかの処置で負担がされておる。おそろくこれは地方の自治体によけいな負担といふか、あるいは住民の負担にまかされておる。こういう問題で増築の場合も同じような数字が出ておる。念のため数字だけ申し上げますと、市町村の

実質負担は五万二千二百三十六円といふ数字が出ておつて、政府の見積りもりは四万三千六百五十五円、これは二〇%の負担です。危険校舎等につきましては、実際の価格が五万九千九百十九円で、文部省のといひますか、国

の見積りもりは四万八千五百七十一円といふので、これは二五%の負担増になつておる。これは単に建物の坪当たりだけではありませぬ。実際の建物についていろいろの問題、あるいは土地の買収費といふような問題をこゝういふ規格ですつと見渡してまいりますと、数字が煩雜になりますから私申し上げませんが、非常に大きな額になると思ふ。これは市町村から出てまいりました小中学校の数字でありますから、市町村の小中学校の問題だと考へる。高等学校に對しても同じようなこと

省はそういう考え方は出ませんか。これはどうなんですか。田中さん、ひとつそこまで踏み切ってもらおうと、この法律がやや生きているような気がするのです。いままでのような単価計算でずつとやっておりますと、結局その不足額が出てくる。その不足額を何らかの形で埋めなければならぬ、こういうところに問題が出てくる。だから、こんな法律をこしらえても、これは裏でいろいろな取引がされて実効はあがらないのではないかと考えるのですが、田中さん、いまそういうお話をされましたから、私は実際に数字を引いてお聞きしたのでありますが、いま申し上げましたような、やはりこの際こういう法律ができた以上は、実支出額の半分を出すというお考えになりませんか。

○田中(啓)政府委員　ただいまもつぱら単価並びに構造比率の点を申し上げましたのですが、実はもう一つ中小学校で問題になりますのは、いま御指摘になりましたように、実は現在の統合校舎にしる、あるいは老朽校舎にしる、改築の場合の建物の建坪でございます。これが生徒数によって幾らとになっておるのです。ところが、建坪の必要性というものはなかなか生徒の数に正比例はいたさないわけです。ところが、御承知のように中小学校の生徒の数は急激に減っていくわけでありまして。おそらく現在から三、四割減ることになるかと思うのであります。しかもまた減り方も学校によって千差万別であります。そういうことでございまして、この際生徒一人当たりの建坪をはき出すという方法によらないで、むしろ学級数に応じてどれだけというようにするほうが妥当でなかろう

かということも考えまして、いずれにしても生徒の数の急減に対してそれだけ建坪を減らしてしまわない、こういうことをやらなければ、これまた構造比率や単価と同じように実情に合わないなるわけでありまして、そういう点もひとつ改めることに努力をいたしたい。これら諸般の点を改めるならば、今回の法律改正の御趣旨に合うような文部行政ができるか、こう実は考えて目下努力中でございます。

○門司委員　次官がそういう御答弁をなさいますからですが、これは非常に問題です。たとえばさっき言いました三十六年度の建坪を見ましても、文部省が考え、自治省が考えております建坪より、地方の自治体が建てたのは三一%よけい建っている。これは生徒が何人だからといったところで、三十人おっても五十人おっても八十人おっても、教室の広さは同じわけです。だから頭から、お前のところは何人だからこの坪数でよろしいのだと言われても、建てるほうはそうはいかない。この食い違いが三一%くらいで、非常に大きな数字が出ております。したがって工費の食い違いというものが非常に大きなものになっている。こういう実態を改められない限りは、こんな法律を幾らこしらえても何ら実施が伴わない。だから、きょうここでこれ以上言ってもしょうがないと思いますが、ひとつ文部省は本気になってこの問題を解決してもらいたい。いろいろな住民の税外負担の中で一番大きいのは何といっても学校関係なのです。ほかに多少ありますけれども、問題は少ない。ことに敷地の関係などについても、敷地なんというものはあまり見積もらな

いで考えられてはいはしないか。それからこれは建設省のところにも書いてありますが、建設省なんかは、住宅について敷地八百円くらいしか見ておらない。これは地方自治体から三千百幾らという数字があがってきている。なかなか政府のほうで考えているような運びをしない。政府の考えているような運びをしないということになると、どうしてもそれを形づくるためには地方の住民の負担に待つということになる。その基準というものは誤りがあるのではないか、こういうことが考えられます。これ以上質問いたしません。が、ひとつ文部省でもぜひそういう基準単価その他について誤りのないようにしていただいて、そうしてこの法律が完全に実行されるように、この機会に文部省に特に――これは自治省のほうは幾らかやかましいほうですからまだいいけれども、文部省はかつてなことをやって、したがって、そのしりぬぐいというものはみな地方の自治体が行うというふうなことになる。従来、関係から、私は特に文部省でお考え願っておきたいということを申し上げておきます。

午後零時五十五分散会

○永田委員長　次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

